

答申第753号

令和2年12月2日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成30年2月19日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その13）（諮問第797号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、後記2(2)において「本件行政文書」と総称する一連の文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、平成28年2月16日付け電話通信紙（以下「甲文書」という。）、防犯カメラ設置文書（以下「乙文書」という。）、平成28年8月の電話通信紙（以下「丙文書」という。）、平成28年9月16日起案に係る起案文書（社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保要請への協力について）（以下「丁文書」という。）及び「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」と題する警察庁発出文書（以下「戊文書」といい、甲文書から戊文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 乙文書、丙文書、丁文書及び戊文書に記載された神奈川県警察の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）並びに戊文書に記載された警察庁の警部以下の階級にある警察官の氏名（以下「警察庁警部以下氏名」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 本件行政文書に記載された警察電話の内線番号及び丙文書に記載さ

れた警察内部の電子メールのメールアドレス（以下「本件警電番号等」と総称する。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 甲文書の「件名」欄及び通信の内容（以下「本件連絡情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、連絡事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

エ 乙文書の「カメラ状況」欄及び「防犯カメラ関係」の項目以下に記載された防犯カメラの製造メーカー等の内容並びに防犯カメラ設置状況（以下「本件防犯カメラ情報」と総称する。）については、公開することにより、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあることと認めるところに相当の理由があるとして条例第5条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の印影

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

イ 本件連絡情報

本件連絡情報は、特定の者の氏名を除き、特定の個人が識別され得る情報でも特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）等個人の権利利益を害するおそれがある情報でもなく、当該情報であることをもって

一律に非公開とすべきではない。被害者等関係者の権利利益及び本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、特定事件において公権力がいかに連携して対処したかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。関連自治体との事件に関する情報共有は、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号等

本件警電番号等に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号及びメールアドレスである本件警電番号等には、当てはまらないものである。

よって、本件警電番号等は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

イ 本件連絡情報

本件連絡情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。連絡事務に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報が公開されることにより、連絡事務に支障を来すおそれを惹起することとの因果関係はない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

本件防犯カメラ情報は、防犯カメラといった物品、財産等の管理に関する情報であり、その管理という財務会計上の行為若しくは物品、財産等の管理を怠る事実として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきである。

よって、防犯等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部

分公開すべきである。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされた全ての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

ウ 本件行政文書については、何の調整もなくいきなり情報提供、提出、依頼又は発出されるとは考えられず、特定施設等と調整、依頼又は発出するに際して取得、作成された文書が存在するはずであるから、これらの行政文書を特定すべきである。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 警部補以下氏名等及び警察庁警部以下氏名

警部補以下氏名等及び警察庁警部以下氏名は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 本件連絡情報

本件連絡情報は、警視庁特定警察署の生活安全課長から神奈川県特定警察署の生活安全課長に対して行われた本件被疑者に関する情報提供の内容が記載されている。その内容は、警視庁特定警察署が本件被疑者の関係者（以下「本件関係者」という。）から本件被疑者に関して聴取した情報及び聴取時の状況である。

よって、かかる情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当する情報は公開すると規定しているが、前記アの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

(ア) 警部補以下氏名等及び警察庁警部以下氏名

警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、また、警察庁警部以下氏名は、新聞等の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、いずれも慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、警部補以下氏名等及び警察庁警部以下氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(イ) 本件連絡情報

本件連絡情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定さ

れている情報ではないことから、かかる情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件警電番号等

甲文書の「取扱者」欄には、それぞれ警視庁特定警察署生活安全課長及び神奈川県特定警察署生活安全課長の内線番号が、乙文書における別添「防犯カメラ調査事項について」の「担当」欄には、神奈川県特定警察署防犯少年係の内線番号が、丙文書の「取扱者」欄及び内容欄には、神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）犯罪抑止対策室の内線番号及び警察内部の電子メールのメールアドレスが、丁文書の「起案者」欄には、生活安全総務課犯罪抑止対策室の内線番号が、「担当」欄には、同室及び神奈川県警察本部地域部地域総務課企画係の内線番号が、戊文書の「本件担当」欄には、警察庁生活安全局生活安全企画課都市・建物防犯係及び犯罪抑止対策室並びに同局地域課企画係の内線番号が、それぞれ記載されている。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号等は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話や嫌がらせメールを招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 本件連絡情報

本件連絡情報は、警視庁特定警察署の生活安全課長から神奈川県特定警察署の生活安全課長に対して行われた本件被疑者に関する情報提供

の内容が記載されている。

警察が犯罪を未然に防止するためには、様々な手段により、できる限りの情報を収集し、それらを検討した上で対応策を講ずるものであるが、情報収集の手段の一つとして、他の警察署を介して当事者や関係者等（以下「情報提供者」という。）に対する聴取を行うことがある。そして、他の警察署を介して入手した情報を参考として今後の方針を判断し必要な措置を講ずるため、県をまたいで警察署間において情報を共有し連携を図ることは、犯罪を未然に防止するために必要なことである。とりわけ、情報提供者から情報の提供を受けるためには、警察への信頼等がないと協力を得られないものであるところ、情報提供者及び情報提供の内容が外部に明らかになる可能性があるならば、情報提供者に対する不当な接触等により、様々な懐柔、干渉等を加えられることが予想され、結果として情報提供者の警察に対する信頼が失われ、警察の聴取に対して情報を提供することをためらうようになり、また、情報提供者が提供した情報が公開されることを憂慮し、事実をありのままに述べることに消極的になるなど、その情報を参考として判断する今後の方針に影響を及ぼすことから、警察署間において情報を共有し連携を図ることに支障が生じる。

これを本件についてみると、本件被疑者が特定事件発生前に大量殺人をほのめかす旨の内容を記載した手紙を持参の上、特定公舎を訪問した事実を把握した神奈川県特定警察署は、手紙の内容から必要な措置を講ずるため、本件被疑者に関する情報を収集する必要がある、特定公舎を管轄する警視庁特定警察署を介して、同警察署が把握した本件関係者から本件被疑者に関する情報を聴取した状況及び内容並びにその情報を入手したことにより判断した神奈川県特定警察署の今後の方針について警視庁特定警察署と情報共有を図ったものである。本件連絡情報が公開されれば、情報提供者である本件関係者に対する不当な接触等により、様々な懐柔、干渉等を加えられることが予想され、結果として本件関係者の警察に対する信頼が失われ、警察の聴取に対して情報を提供することをためらうようになり、また、本件関係者が提供した情報が公開され

ることを憂慮し、事実をありのままに述べることに消極的になると、本件被疑者に関する情報を参考として判断する方針に影響が生じることから、有益な情報を共有するための連絡事務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

本件防犯カメラ情報については、乙文書の「カメラ状況」欄及び「防犯カメラ関係」の項目以下には、特定施設が同施設に設置した防犯カメラの製造メーカー、型（品）番、記録媒体、出力媒体、保存期間、屋内外等別の内訳台数及び設置方位が記載されており、防犯カメラ設置状況は、同施設に設置された防犯カメラの設置場所が具体的に分かる情報が説明されているものである。

本件防犯カメラ情報が公開されれば、特定施設の防犯設備として施設保安上の必要性に応じて設置された防犯カメラの設置状況が明らかとなり、犯罪企図者において犯行を容易にさせ、対抗措置を講じられるなどの犯罪の予防及び今後の捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要があるとは認められない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

生活安全総務課は、分掌事務として、犯罪の予防、犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般等に関する業務を所管している。本件行政文書のうち甲文書は、平成28年2月16日付けで、警視庁特定警察署から神奈川県特定警察署宛てに行われた本件被疑者に関する情報提供の内容が記載された電話通信紙であり、神奈川県特定警察署

と警視庁特定警察署が本件被疑者に関して情報共有を図ったことから、情報提供を受けた内容及び経緯を明らかにするため、神奈川県特定警察署が作成した文書であり、乙文書は、特定施設が同施設に設置した防犯カメラの設置状況を神奈川県特定警察署が把握するために作成された文書であり、添付資料として、特定施設内の防犯カメラの設置が完了した際に同施設から神奈川県特定警察署が提出を受けた防犯カメラ設置完了報告書及び防犯カメラの設置状況を撮影した写真が添付されており、丙文書は、特定事件発生後の平成28年8月に生活安全総務課長が各警察署長に対して行った自治体や社会福祉施設等に対する各種施策等の報告に関する依頼内容が記載された電話通信紙であり、丁文書は、特定事件発生後の平成28年9月に社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保要請への協力について、生活安全総務課が各所属に対して依頼するに当たり、当該依頼文書の発出について生活安全部長まで決裁を受けた起案文書であり、戊文書は、特定事件発生後の平成28年9月15日付けで、警察庁生活安全局生活安全企画課長から各道府県警察本部長等に対して、社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について周知した警察庁発出文書で、丁文書を起案した際の元となる文書であり、いずれも実施機関が管理していたものである。

実施機関は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

また、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行っており、特定事件発生前に作成された甲文書及び乙文書を本件請求の対象として特定していたものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 本件行政文書

本件行政文書は、前記4(5)のとおり、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に

係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

イ その他の行政文書

審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行っており、特定事件発生前に作成された甲文書及び乙文書を本件請求の対象として特定していることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

また、審査請求人は、本件行政文書の他にも特定施設等と調整等するに際して取得又は作成された文書が存在するはずであるから、これらの行政文書を特定すべき旨主張するが、他の所属が所管する業務の文書として特定した文書を除き、生活安全総務課が主管課として本件請求の対象として特定すべき行政文書は本件行政文書以外に管理していないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等、警察庁警部以下氏名及び本件連絡情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 警部補以下氏名等及び警察庁警部以下氏名

警部補以下氏名等及び警察庁警部以下氏名は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、警察庁警部以下氏名は、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、いずれも今後、公表される予定も認められない。また、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報にも該当しないことから、警部補以下氏名等及び警察庁警部以下氏名は、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、警部補以下氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、当該印影が、それに係る警察官の所属する警察署、部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであるから、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件連絡情報

本件連絡情報について、実施機関は、前記4(1)ア(イ)及びイ(イ)のとおり、条例第5条第1号に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(3)イのとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件警電番号等及び本件連絡情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 本件警電番号等

本件警電番号等は、警察電話の内線番号及び警察内部の電子メールのメールアドレスであることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、本件警電番号等を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話やメールを受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号等は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)アのとおり主張するが、本件警電番号等がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件連絡情報

当審査会が確認したところ、本件連絡情報は、警視庁特定警察署の生活安全課長から神奈川県特定警察署の生活安全課長に対して行われた本件被疑者に関する情報提供の内容が記載されていることが認められる。

警察は犯罪を未然に防止するために、情報提供者に対する聴取を行うなど、様々な手段を講じて情報を収集し、その入手した情報を参考として今後の方針を判断し必要な措置を講じており、その際、関係する警察署間はもとより必要に応じて他の都道府県警察との間において情報を共有し連携を図ることは、犯罪を未然に防止するためには必要なことであることが認められる。とりわけ、情報提供者から情報の提供を受ける

ためには、警察への信頼等がないと協力を得られないものであるところ、情報提供者及び情報提供の内容が外部に明らかになる可能性があるならば、情報提供者の警察に対する信頼が失われ、情報提供者が、警察の聴取に対して情報を提供することをちゅうちょし、又は聴取内容が公開されることを憂慮するあまり事実をありのままに述べることに消極的になるなど、その情報を参考として判断する今後の方針に影響を及ぼすおそれがある。

これを本件についてみると、本件連絡情報は、神奈川県特定警察署が本件被疑者に関する情報を収集する必要性から、警視庁特定警察署を介し、同警察署が把握した本件関係者から本件被疑者に関する情報を入手し、その情報により判断した神奈川県特定警察署の今後の方針について警視庁特定警察署と情報共有を図ったことが認められる。

本件連絡情報が公開されることとなれば、上述のとおり、本件関係者から協力を得られなくなるか、又は本件関係者からの事実ありのままの情報提供が困難となり、本件被疑者に関する情報を参考として判断する方針に影響が生じるおそれがあることから、有益な情報を共有するための連絡事務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件連絡情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件防犯カメラ情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

本件防犯カメラ情報については、乙文書の「カメラ状況」欄及び「防犯

カメラ関係」の項目以下には、特定施設が同施設に設置した防犯カメラの製造メーカー、型（品）番、記録媒体、出力媒体、保存期間、屋内外等別の内訳台数及び設置方位が記載されており、防犯カメラ設置状況は、同施設に設置された防犯カメラの設置場所が具体的に分かる情報が説明されていることが認められる。

本件防犯カメラ情報が公開されれば、特定施設の防犯設備として施設保安上の必要性に応じて設置した防犯カメラの設置状況が明らかとなり、犯罪企図者において犯行を容易にさせ、対抗措置を講じられるなど、実際に犯罪が行われた場合の捜査、将来の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件防犯カメラ情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本来非公開とされるべき本件非公開情報を公開しなければならないほどの公益上特に必要があると認めるべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とは言えない。

(6) その他

審査請求人は、前記 3 (6) のとおり、情報公開制度の運用の仕方についても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第5条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第3条第1項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 2 月 19 日	○ 諮問
令和 2 年 8 月 25 日	○ 実施機関から条例第20条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
8 月 26 日 (第200回部会)	○ 審議
9 月 7 日	○ 審査請求人から条例第20条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
9 月 28 日 (第201回部会)	○ 審議
10 月 28 日 (第202回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和2年12月2日現在) (五十音順)